

## 人間文化研究機構における危機管理体制の整備について

平成19年 3月27日  
機 構 長 決 定

危機発生時の迅速かつ効果的対応、危機の予防、復旧についての体制を整備することを目的として、人間文化研究機構（以下「機構」という。）における危機管理体制を整備する。

### 1 危機管理の対象となる事象の範囲

どのような事象を危機管理の対象とするかを、あらかじめ個々具体的に挙げることは、事柄の性格上不可能であることから、機構における危機管理の対象となる事象の範囲は、次のようなもので、特に迅速な対処が求められるものを、危機管理の対象とする。

- (1) 職員等の安全に関わる重大な問題
- (2) 施設管理上の重大な問題
- (3) 情報管理上の重大な問題
- (4) 災害等による重大な問題
- (5) 機構の活動の遂行に重大な支障をきたす問題
- (6) 機構の社会的信頼に関わる問題
- (7) その他、機構として対処することが必要と考えられる問題

### 2 危機管理対応の基本

危機管理の対応においては、次のようなことを基本とし、具体的な体制整備・方針策定等に当たって、これらを反映することとする。

- (1) 最悪のケースを想定
- (2) 組織的・集中的な対応
- (3) 迅速かつ機動的な対応
- (4) 的確で遅滞ない判断
- (5) 情報の集約・共有
- (6) 適切な広報体制の確保
- (7) 日常的な危機管理体制の整備

### 3 危機管理のための組織体制

上記2を基本に、情報伝達の役割・責任の明確化及び指揮系統の明確化・単純化のため、機構本部及び各機関に危機管理の対象となる事象すべてを一歩化した危機管理体制を確立することとし、管理体制及び情報の伝達経路等は別紙「機構における危機管理体制（情報伝達システムの概念図）」のとおりとする。

### 4 危機管理のための対策本部の設置

危機の状況によっては、機構本部及び各機関に対策本部を設置する。